**雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）**

**疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合**



［例示説明］

　　疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合。

［記入留意事項］

　⑧～⑫欄は、全く賃金支払のなかった期間分の記入は必要ありません。

　　⑬欄には、疾病により引き続き30日以上賃金支払がなかった場合、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因となった疾病名等を記入してください。

　※その事実を証明する医師の診断書（写しで可）等を添付してください。

［参考］

　　日給者

　　離職の日以前2年間又は1年間に①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由で引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合（※注）は、賃金の支払を受けることができなかった日数を加算した期間（最高４年間）について上記の例のように⑧～⑫欄に記入する。

※注　同一の理由により賃金の支払を受けることができなかった期間が途中で中断し、その期間が30日未満である場合は、期間の日数を加算することができる場合がありますので、ハローワークに確認してください。